

2015 年 12 月 18 日  
日本銀行金融市場局

## 国債補完供給の要件緩和措置について

日本銀行は、本日公表した『量的・質的金融緩和』を補完するための諸措置の導入にあるとおり、国債の市場流動性を確保する観点から、国債補完供給について、同一銘柄の利付国債を連続して売却<sup>(注1)</sup>できる日数を以下のとおり引き上げることとしました。本措置は、2016 年 1 月 4 日以降に実施する国債補完供給より適用します。

従来の取扱い	一の売却対象先に対して同一銘柄の利付国債を連続して売却することができる日数は、原則として最長 <u>15 営業日</u> <sup>(注2)</sup> とする。
変更後の取扱い	一の売却対象先に対して同一銘柄の利付国債を連続して売却することができる日数は、原則として最長 <u>50 営業日</u> <sup>(注2)</sup> とする。

(注1) 利回り競争入札を通じた売却を指します（再売却は含みません）。

(注2) 金融市場の情勢等を勘案して日本銀行が必要と認める場合は、延長することがあります。

以 上

<照会先> 日本銀行金融市場局市場調節課

奥野(03-3277-1234)、西澤(03-3277-0055)、足立(03-3277-1284)